

宿泊約款

第1条 適用範囲

- 1.佐渡風流～nagomi～（以下、「当施設」）が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当施設が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先されるものとします。

第2条 宿泊・利用契約の申し込み

- 1.当施設に宿泊契約の申し込み又は宿泊の予約をされるお客様には、次の事項を明示していただきます。
 - (1)宿泊者の氏名、住所及び電話番号(固定電話か携帯電話の両方又はいずれか)
 - (2)宿泊日及び到着予定時間
 - (3)宿泊料金
 - (4)その他当施設が必要とする事項
- 2.宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
- 3.宿泊者は宿泊者と当施設との間の宿泊契約または宿泊予約の地位又は宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡することは、不適切な転売行為を防止し全てのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当施設が明確に承諾する場合を除き禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申し込みをするものとします。

第3条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、宿泊プランによっては、前条の申込み後、事前決済を行っていただき当施設が入金を確認したときに成立するものとします。なお、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1.宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- 2.満室(員)により客室の余裕がないとき
- 3.宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると

認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき

4. 宿泊者が次の事由に該当すると認められるとき

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)、暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会勢力であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
- (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるとき

4. 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき

5. 当施設従業員、他の宿泊客に対し、暴言、暴行、脅迫、恐喝など著しい迷惑行為があったとき

6. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は以下のような過剰な要求行為を求められたとき

- (1) 当施設で提供していないサービスの提供
- (2) 法令や公序良俗に反するサービスの提供
- (3) 正当な理由のない契約後の値引き要求
- (4) 契約に含まない食事等の提供
- (5) その他合理的な範囲を超える負担

7. SNS や掲示板等に事実と異なる内容や当施設の従業員、他の宿泊客に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき

8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

9. 宿泊客が、宿泊約款又は当施設内において当施設の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき

第5条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊者は当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解約した場合は、別表第2に定めるキャンセル料を申し受けます。

3. 当施設は、宿泊者が連絡を宿泊日当日の午後11時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により任意に解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条 当施設の契約解除権

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊者が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき

(2) 宿泊者が次の事由に該当すると認められるとき

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会勢力であるとき
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき

- (3) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - (4) 当施設従業員、他の宿泊客に対し、暴言、暴行、脅迫、恐喝など著しい迷惑行為があったとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、また以下のような合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ① 当施設で提供していないサービスの提供
 - ② 法令や公序良俗に反するサービスの提供
 - ③ 正当な理由のない契約後の値引き要求
 - ④ 契約に含まない食事等の提供
 - ⑤ SNS や掲示板等に事実と異なる内容や当施設従業員に対する誹謗中傷等、悪意のある書き込みを行ったとき
 - ⑥ 上記①から⑤に類する行為があったとき
 - (6) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 当施設が指定した場所以外での喫煙、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - (8) 当施設の明確な承諾なく宿泊契約の地位または宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき
 - (9) 同一利用者により、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込みまたは類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号(又は携帯電話の番号)及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) 同伴者の氏名
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊者が第10条の料金支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただくことがあります。

第8条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、チェックイン開始時間帯以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。

第9条 利用規則の遵守

宿泊者は、当施設内において、当施設が定めて掲示した「利用規則」に従うものとします。

第10条 料金の支払い

1. 宿泊料金の内訳は、以下の通りとします。

宿泊料金 追加料金 税金 サービス料(その定めがある場合に限り)

2. 前項の宿泊料金の支払いは宿泊契約の成立時に事前決済で行っていただきます。

3. 当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

第11条 お持込み品、現金及び貴重品等の取扱い

1. 宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、一切お預かりすることはできません。宿泊者にて保管・管理していただくものとし、現金及び貴重品の毀損・汚損・紛失等について、当施設は責任を負いかねます。

2. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携行品について、チェックアウトの日から当施設の定める保管期間の一週間が経過してもご連絡がない場合には、所有権が放棄されたものとみなします。また、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意で点検することがあります。

3. 当施設での拾得物を持ち主にお渡しするにあたり費用が発生した場合は、持ち主に費用を負担していただきます。

第12条 駐車場の責任

宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場の場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第13条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第14条 客室への入室について

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室

することがあります。

- (1) 法令の規定、利用規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、または同行為をしたと認めるとき
- (2) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
- (3) 建物・設備の保安上必要があると判断されたとき
- (4) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当施設が判断したとき

第 15 条 安全規定

1. トレーラーハウスでの花火の使用について

- (1) トレーラーハウス周辺での花火の使用は近隣住民や参加者の安全を確保し、行うものとします。
- (2) ロケット花火、爆竹等の音が出る花火は近隣への迷惑行為になるため禁止とします。
- (3) (2)に伴い、玩具花火(手持ち花火や線香花火等の家庭で楽しむことができる小型の花火)のみ使用可能とします。
- (4) 花火の使用は午後 9 時までとします。
- (5) 花火使用時は以下の事を遵守していただきます。
 - ① 花火の使用場所はトレーラーハウスから 10 メートル以上離れた安全な場所に限りま
 - ② 風向きや周囲の状況を確認し、安全を確保してから行うものとします。
 - ③ 消火器や水を近くに用意し、万が一の火災に備えてください。
 - ④ 必ず大人の監督のもと行ってください。
 - ⑤ 使用後の花火は完全に消火したことを確認し、安全に処分してください。
- (6) 花火の所要に伴う事故やトラブルについては、使用者が全責任を負うものとします。
- (7) (1)から(6)については花火を使用するすべての人に適用されます。

2. 安全対策としてトレーラーハウス前に柵を設置しております。大変危険ですので柵を乗り越えないでください。万が一事故が発生した場合、当施設は責任を負いかねますので、ご了承ください。

別表 2

契約解除の通知を受けた日

不泊	当日	前日
100%	100%	80%